

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8月28日
【届出者の氏名又は名称】	キリンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中野区中野四丁目10番 2号
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番 2号
【電話番号】	03(6837)7015
【事務連絡者氏名】	財務戦略部長 松尾 英史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	キリンホールディングス株式会社 (東京都中野区中野四丁目10番 2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、キリンホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ファンケルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員はいずれも米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使し又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくはその役員又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書又は本書の参照書類の日付の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注14) 対象者が2021年5月19日に公表した「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者においては、対象者の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除きます。)を対象に含む信託型の業績連動型株式報酬制度(以下「本業績連動型株式報酬制度」といいます。)を導入しております。本業績連動型株式報酬制度においては、当該制度の対象となる対象者の取締役に対し、毎年一定の時期に、当該取締役の役位・在任月数並びに対象者の中期経営計画の業績目標の達成度に応じたポイントが当該取締役に付与された上で、当該取締役が当該ポイントに応じた数の対象者株式の交付を受ける権利(信託受益権)が確定し、当該取締役が上記の数の対象者株式の交付を受けることが定められております。対象者によれば、本業績連動型株式報酬制度に基づき、対象者の取締役である島田和幸氏、山口友近氏、炭田康史氏及び藤田伸朗氏について、それぞれ、公開買付期間中である2024年7月1日に上記各取締役が対象者株式1,100株(所有割合(2024年6月17日付で提出いたしました公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義しております。以下同じです。):0.00%)、700株(所有割合:0.00%)、600株(所有割合:0.00%)、600株(所有割合:0.00%)(合計:3,000株、所有割合:0.00%)の交付を受ける権利が確定し、同じく公開買付期間中である同月16日に上記各取締役に対して上記各対象者株式の交付が行われたとのことです。なお、上記各対象者株式の交付が行われた後における上記各取締役の所有割合は、いずれも5%未満であるとのことです。これらの権利の確定及び対象者株式の交付は、本公開買付けに係る公開買付開始公告を行う前に締結されている上記各取締役と対象者との間の委任契約及び当該委任契約に基づき適用される本業績連動型株式報酬制度に基づいて行われたとのことです。法第27条の5但書及び同条第1号に基づき、公開買付者の形式的特別関係者である上記各取締役は、公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなくかかる対象者株式の交付を受ける権利の確定及び対象者株式の交付を受けることができ、また、米国1934年証券取引所法規則14e - 5(b)(7)の要件に従い、同規則14e - 5に基づく米国内法上の別途買付けの禁止の規制の適用を受けることなくかかる対象者株式の交付を受ける権利の確定及び対象者株式の交付を受けております。なお、かかる対象者株式の交付を受ける権利の確定及び対象者株式の交付は、上記各取締役に対する株式報酬として行われるものであり、これらに際して上記各取締役から対象者に対する金銭の交付はありません。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2024年8月6日付で、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定しております。かかる決定は引き続き存続するものの、対象者が、2024年8月26日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき臨時報告書を提出したことにより、公開買付者において、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたことを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定に基づく義務の遵守のためには、公開買付者が、2024年8月28日付で、公開買付期間を2024年9月11日まで延長し、合計61営業日とする買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を行わざるを得ないと判断しました。これに伴い、2024年6月17日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年6月24日付、2024年6月26日付、2024年7月29日付及び2024年8月7日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

対象者の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

< 前略 >

これを受け、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更した上で、公開買付期間を2024年8月28日まで延長して合計51営業日とすることを決定いたしました(以下「本買付条件等変更」といいます。)。また、公開買付者は、当該取締役会において、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更せず、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定いたしました。

対象者が2024年8月6日付で公表した「(変更)「キリンホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日付の取締役会において、本特別委員会の意見を踏まえて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由に基づき、引き続き本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。上記対象者の取締役会決議の詳細については、変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

これを受け、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更した上で、公開買付期間を2024年8月28日まで延長して合計51営業日とすることを決定いたしました(以下「本買付条件等変更」といいます。)。また、公開買付者は、当該取締役会において、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更せず、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定いたしました。

対象者が2024年8月6日付で公表した「(変更)「キリンホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日付の取締役会において、本特別委員会の意見を踏まえて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由に基づき、引き続き本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。上記対象者の取締役会決議の詳細については、変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、対象者の株主であるエムワイ アルファ マネジメント 香港 アドバイザーズ リミテッド (MY. Alpha Management HK Advisors Limited)が2024年8月22日付で関東財務局に提出した大量保有報告書の変更報告書により、同社の対象者株式に係る株券等保有割合が8.94%から9.94%に増加したことを認識したことから、対象者を通じて同社に対し、同社の保有する議決権の総株主等の議決権に占める割合を確認したところ、2024年8月26日、対象者の主要株主の異動が発生したことを確認いたしました。また、公開買付者は、対象者から、2024年8月26日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、2024年8月26日付で臨時報告書を提出する予定である旨の連絡を受け、対象者により2024年8月26日付で当該臨時報告書が提出されたことを確認したため、2024年8月28日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出することいたしました。なお、公開買付者としては、本公開買付けの公表及び公表前のメディア報道が行われた2024年6月14日からエムワイ アルファ マネジメント 香港 アドバイザーズ リミテッド(MY. Alpha Management HK Advisors Limited)が対象者の主要株主となった2024年8月22日までの期間に、同社が対象者株式の取得だけでなく株券等保有割合で1%以上に相当する対象者株式の処分を含む対象者株式の取引を市場外取引も含めて複数回にわたって実施していることを考慮すれば、当該訂正届出書の提出後において、同社が対象者株式の処分等及びそれに引き続く取得等を実施することにより、更なる主要株主の異動が繰り返し発生する可能性があると考えております。公開買付者としては、当該訂正届出書の提出後、更に公開買付期間が延長されることを目的として、又はそのことを認識しながら、同社に関して対象者の主要株主の異動を発生させるために、同社が対象者株式の処分又は取得等を行ったと合理的に判断される場合には、かかる主要株主の異動を理由とする公開買付届出書の訂正届出書の提出及びこれに伴う公開買付期間の延長は行いません。

また、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定しており、かかる決定は引き続き存続するものの、本書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である2024年8月28日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年9月11日まで延長することから、上記の法及び府令の規定に基づく義務の遵守のため、2024年8月28日付で、公開買付期間を2024年9月11日まで延長し、合計61営業日とすることいたしました。

- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、51営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、61営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

< 後略 >

対象者の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を51営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を61営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年6月17日(月曜日)から2024年8月28日(水曜日)まで(51営業日)
公告日	2024年6月17日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2024年6月17日(月曜日)から2024年9月11日(水曜日)まで(61営業日)
公告日	2024年6月17日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

#### 10 【決済の方法】

##### (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年9月4日(水曜日)

(訂正後)

2024年9月19日(木曜日)

## 第5 【対象者の状況】

### 6 【その他】

(訂正前)

- (2) 「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表  
<後略>

(訂正後)

- (2) 「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表  
<中略>

#### (3) 臨時報告書の提出

対象者は、2024年8月26日付で、「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです(以下抜粋。ただし、以下の「2 報告内容」の「(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合」の表に記載の大株主順位については、上記「主要株主の異動に関するお知らせ」に記載されているものを追記しております。)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### 主要株主の異動

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの

エムワイ アルファ マネジメント 香港 アドバイザーズ リミテッド

(MY. Alpha Management HK Advisors Limited)

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年8月13日現在)	116,473個 (11,647,382株)	9.61%	—
異動後 (2024年8月22日現在)	129,510個 (12,951,006株)	10.69%	—

(注) 1. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が2024年8月2日に提出した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(130,353,200株)から、当社四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の当社が所有する自己株式数(ただし、同日現在において役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が保有する当社株式数(196,034株)を含みません。)(9,187,029株)を控除した株式数(121,166,171株)に係る議決権の数(1,211,661個)を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 上記については、当該株主から提出された大量保有報告書の変更報告書に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。また、大株主順位についても確認できていないため記載しておりません。

##### (3) 異動年月日

2024年8月22日

(注) 2024年8月22日付で当該株主が関東財務局に提出した大量保有報告書の変更報告書により、主要株主の異動が生じたものと判断しております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	10,795百万円
発行済株式総数 普通株式	130,353,200株

### 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2024年8月28日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年6月17日付「公開買付開始公告」(2024年7月29日付及び2024年8月6日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項並びに2024年8月7日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の変更として本書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。